

建築確認検査電子申請等ガイドラインに関する意見照会 項目別

機関名	頁	落又は行	該当文	質疑内容	回答
東日本住宅評価センター	JCBA各部会回答 4		建設省住宅局建築指導課監修「 <u>「詳解建築基準法」(ぎょうせい1991)において、「確認申請をすべき者は建築主であって、工事施工者や設計者でない。ただし、建築主が代理人に申請させることは差し支えない。この場合には、無用な紛争を防ぐため、代理人であることを証する書面を添付することが望ましい。」とあり、申請者欄には、建築主が記名押印する場合と、代理人の設計者が記名押印する場合があると考えられます。</u>	この記述に基づき、書面による申請において、申請書第一面の申請者欄に代理者が記名押印することを認めたが、問題はないか。	ガイドラインP12に次のとおり記述しているところであり、問題ありません。 「技術的助言又は事務連絡のとおり、確認検査に係る申請書様式に「建築主(代理者)」、「設計者(検査においては工事監理者)」の電子署名を付与する。なお、建築主に代わって委任を受けた代理者が電子署名する場合、委任状が確認できれば建築主の電子署名は必ずしも必要ではない。この場合に、代理者と設計者が同一であれば、代理者の電子署名1つを付与すればよい。」
関西日本住宅評価センター	JCBA各部会回答 16		昇降機は、構造計算適合性判定が必要な建築物とともに、今後の課題と考えます。	ご回答の後段に「昇降機は、構造計算適合性判定が必要な建築物とともに、今後の課題と考えます」とありますが、製造者認証を取得しているホームエレベーターは、製造者認証を取得している建築物と同様に本ガイドラインの対象と考えて宜しいですか。	ガイドラインP3～4に次のとおり記述しているとおり、昇降機は本ガイドラインの対象外です。 「具体的には、4号建築物等(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物、若しくは、2号と3号の建築物で法第68条の10第1項の認定型式に適合する建築材料を用いる建築物又は認定型式に適合する建築物の部分に有する建築物)を中心に、構造計算適合性判定が不要な建築物(建築基準法第6条第1項第2号、第3号の建築物で構造計算適合性判定が不要な建築物を含む。)・工作物を対象とした」
関西日本住宅評価センター	各機関回答 3		同上	同上	ガイドラインP3～4に次のとおり記述しているとおり、昇降機は本ガイドラインの対象外です。 「具体的には、4号建築物等(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物、若しくは、2号と3号の建築物で法第68条の10第1項の認定型式に適合する建築材料を用いる建築物又は認定型式に適合する建築物の部分に有する建築物)を中心に、構造計算適合性判定が不要な建築物(建築基準法第6条第1項第2号、第3号の建築物で構造計算適合性判定が不要な建築物を含む。)・工作物を対象とした」
関西日本住宅評価センター	各機関回答 81		なお、電子文書を書面等に出力した印刷物は複写という位置づけとなるため、副本には当たりません。」とのご回答ですが、これは、電子文書を交付せず電子文書を印刷した物だけを申請者に交付する事は不可であるという事でしょうか。回答機関の「78」と齟齬があるように思います。	「なお、電子文書を書面等に出力した印刷物は複写という位置づけとなるため、副本には当たりません。」とのご回答ですが、これは、電子文書を交付せず電子文書を印刷した物だけを申請者に交付する事は不可であるという事でしょうか。回答機関の「78」と齟齬があるように思います。	「電子文書を交付せず電子文書を印刷した物だけを申請者に交付する事」は、ガイドラインにおいては、想定していません。なお、ガイドラインP38については、ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。 「確認済証等については必ず書面等でのみ交付することとされているが、電子申請等で申請された申請書が電子文書であれば、確認済証に添付する副本は当該電子文書ということになる。ただし、それを書面等に出力した印刷物は複写という位置づけになり、申請者が希望する場合には書面等に出力したものを副本の複写として交付することもできる。」
関西日本住宅評価センター	各機関回答 5、6、7、23、30		消防同意関係	ご回答によれば、「消防同意が必要な物件でも、申請者と指定確認検査機関の間では電子申請が可能である。」また、「各消防が電子申請のシステムを有していなくとも、消防に対しては5の回答を満たせばよい。」と解することができます。しかし、「当該受理者の合意を前提に」という部分について、個々の指定確認検査機関により、個々の消防に情報提供を行うことは、消防が個々の指定確認検査機関と何度も交渉を行うこととなり、双方の負担が大きくなることと、前提条件をご理解いただくに当たり、混乱をきたしたり、非常に大きな時間を要したりすることが予想されます。そこで、次の点を前提に、国土交通省より各特定行政庁から消防へ協力の要請を求める文書を出す等のご配慮いただくことはできませんか。 ① 各機関回答の「5」の取り扱いを不可としていないこと ② JCBA各部会回答の「4」にある、「委任状が確認できれば建築主の電子署名は必ずしも必要ではない」こと	近日中に、総務省消防庁から所要の通知がされる予定です。 また、②については、ガイドラインP12に次のとおり記述しているところであり、問題ありません。 「技術的助言又は事務連絡のとおり、確認検査に係る申請書様式に「建築主(代理者)」、「設計者(検査においては工事監理者)」の電子署名を付与する。なお、建築主に代わって委任を受けた代理者が電子署名する場合、委任状が確認できれば建築主の電子署名は必ずしも必要ではない。この場合に、代理者と設計者が同一であれば、代理者の電子署名1つを付与すればよい。」
関西日本住宅評価センター	その他			可能であれば、巻末に建築基準法以外の関係諸法令を参考資料として原文を添付していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、関係法令等をガイドラインの巻末に資料として添付します。
関西日本住宅評価センター	36	6行目	長期保存する電子文書は識別番号で・・・	この「識別番号」と告示第1条第3項の「識別番号」は、必ずしも同一である必要はないと解して宜しいですか。	ご指摘とおり、指定機関の運用により、保存文書を受付番号で管理する方法、処分番号で管理する方法その他さまざまな管理のあり方があると考えられます。

建築確認検査電子申請等ガイドラインに関する意見照会 項目別

機関名	頁	落又は行	該当文	質疑内容	回答
アウェイ建築評価ネット㈱	各機関回答 19		「指定確認検査機関で管理するサーバーは認めない」ことの趣旨としては、指定確認検査機関が電子署名を預かり、指定確認検査機関の自らの手で申請者等の電子署名をすることは認められないという意味です。	1)どのようなシステムを作成しても確認機関が「管理」することになるのではないのでしょうか？ サーバーについて、堅牢性、可用性が目的ならなら理解できます。当然、登録するサーバーは、信頼できる第3者機関とします。 自らの手で・・・証明書を預かって、PINコードなどで保護されており、機関がパスワードを預かることはいいありません。 2)弊社で利用している、信頼できる第三者機関のサーバ上で、システムの構築、データ保存場所の構築することは可能でしょうか？ 3)弊社で利用している、信頼できる第三者機関のサーバ上で、お客様のサーバ電子署名ファイルを預かることは可能でしょうか？	質疑の貴社の検討されている詳細がわかりませんので、システムの開発にあたってのガイドラインとの適合性の確認については、個別にご相談ください。
アウェイ建築評価ネット㈱	各機関回答 19		なお、サーバー署名方式の電子署名を提供している事業者は、現時点では、事実上、認定認証事業者の提供するサービスに限定されると考えられます。	1)サーバ方式の場合は、認定認証事業者の提供するサービスを使用してシステムを構築しないと、事実上、認められないということでしょうか？(ちなみに、電子署名、長期保存の機能を実現するサーバ商品は、市販されており、e文書法対応システム等で利用されています。) 2)開発運用維持が高価になると考えられ、大手優遇になるのではないのでしょうか？ 3)ここでのサービスとは、システム全体(署名付与、保存機能など)のことでしょうか？それとも、サーバ署名用の電子証明書(=キー)の提供だけの意味でしょうか？	質疑の貴社の検討されている詳細がわかりませんので、システムの開発にあたってのガイドラインとの適合性の確認については、個別にご相談ください。 「なお、サーバー署名方式の電子署名を提供している事業者は、現時点では、事実上、認定認証事業者の提供するサービスに限定されると考えられます。」という回答は、そうしなければならないという趣旨ではありません。
アウェイ建築評価ネット㈱	各機関回答 25		審査にあたっては、原本確認が必要ですが、ガイドラインP35において、「書面等を電子文書で保存する方法、別途提出された申請に伴い添付すべき申請図書等の書面等を申請に係る電子文書と一元管理するために、電子文書として保存するための方法及びその仕様を定める必要がある。」とあるように、スキャンデータとして保存することも可能です。この場合、電子データを原本とし、原紙は処分しても問題はないと考えられます。	1)(既存の紙で認可が完了している物件など)既存の紙で保管されている確認図書(概要書、申請書などをスキャンし、今回の電子署名付で受け付けた確認物件データと、同じシステム、同じストレージ(電子データ保管場所)で一元管理したいと考えています。 2)この場合、スキャン後に紙の確認図書も処分しても問題ないでしょうか？ 3)この場合、保存用の電子データ原本とするために、スキャン後の確認図書データに、確認機関の電子署名、長期署名は必要でしょうか？	「処分」について、前回の回答84のとおりです。 問 印影がある図書をスキャンして作成したデータに確認機関が電子署名を行った場合、それを書面等に出した印刷物(識別番号付)は、立入監査時に原本を印刷したものとして扱っていいか？(=紙で入手した委任状などすべて図書は、スキャンしてデータ化した後は、紙を処分できることにしてもらえないか？) 答 ガイドラインP35の「書面等を電子文書で保存する方法」によっていけば、スキャンしてデータ化した後は、紙を処分しても問題はないと考えられます。 また、「長期署名等」については、以下のガイドラインP36のとおり「望ましい」とされています。 「《スキャンデータの要件》 ・解像度は原則として300dpi以上で、書面等に打ち出した際に明確に表示できること。 ・PDFデータ等の長期的な見読性を担保された様式に変換し、該当する申請に係る電子文書と併せて長期保存を行うこと。 ・なお、スキャンデータは、スキャン責任者の電子署名とタイムスタンプの付与、またはその他の方法により作成責任を明確にし、法定保存期間を通じてその真正性が確認できることが望ましい。」
アウェイ建築評価ネット㈱	各機関回答 72		ご指摘のとおり、破棄できると考えられます。	1)各機関回答25項と重複しますが、念のため、該当する申請に関わる電子文書の一部として入手した書面等ではなく、(すでに紙で認可が完了している物件など)既存の紙で保管されている確認図書をスキャンした場合についても、スキャン後の紙の確認図書も処分しても問題ないでしょうか？ 2)この場合、保存用の電子データ原本とするために、スキャン後の確認図書データに、長期署名は必要でしょうか？	「処分」について、前回の回答84のとおりです。 問 印影がある図書をスキャンして作成したデータに確認機関が電子署名を行った場合、それを書面等に出した印刷物(識別番号付)は、立入監査時に原本を印刷したものとして扱っていいか？(=紙で入手した委任状などすべて図書は、スキャンしてデータ化した後は、紙を処分できることにしてもらえないか？) 答 ガイドラインP35の「書面等を電子文書で保存する方法」によっていけば、スキャンしてデータ化した後は、紙を処分しても問題はないと考えられます。 また、「長期署名等」については、以下のガイドラインP36のとおり「望ましい」とされています。 「《スキャンデータの要件》 ・解像度は原則として300dpi以上で、書面等に打ち出した際に明確に表示できること。 ・PDFデータ等の長期的な見読性を担保された様式に変換し、該当する申請に係る電子文書と併せて長期保存を行うこと。 ・なお、スキャンデータは、スキャン責任者の電子署名とタイムスタンプの付与、またはその他の方法により作成責任を明確にし、法定保存期間を通じてその真正性が確認できることが望ましい。」

建築確認検査電子申請等ガイドラインに関する意見照会 項目別

機関名	頁	落又は行	該当文	質疑内容	回答
日本ERI㈱	ガイドライン p32	別紙2		建築主が、電子証明書&署名タイムスタンプを付して申請書するのであれば、例えば、確認申請引受け前に電子証明書の有効期限が失効していても、署名タイムスタンプが有効であればよいと考えられていますか？	有効な電子証明書を用いて電子署名をしていることを、検証するにあたっての要件は以下の三つとされており(電子署名活用ガイドP71 http://www.c-a-c.jp/pdf/download/digital_signature_guidebook_CAC.pdf)、この場合、条件を満たしていません。 A 正当な(信頼できる)認証局から発行されたもの B 有効期限が切れていない C 失効していない さらに補足すると、ガイドラインP34にあるように電子署名と署名タイムスタンプしたときからアーカイブスタンプを押すために、CRL(失効情報)をとるまでに「猶予期間」があります。この猶予期間において、電子署名が上記A、B、Cの条件が満たされていれば、その後の保存期間を通じて、電子署名が署名時点からずっと有効であったことを証明することができます。
日本ERI㈱	ガイドライン p15	②		電子署名書の「②電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書(主務省令第3条第3項第2号)」について、公的機関でないと検証できないと考えられますが、指定民間機関が検証できるのでしょうか？	技術的・制度的には可能とされていますが、これまでビジネスモデルがなく、指定確認検査機関においては、認定認証事業の電子署名を活用することのほうで、早期に電子申請サービスを開始できると考えられます。
日本ERI㈱	ガイドライン p33			設計事務所は建築士法上、図書保存15年とされているが、設計事務所は、確認申請図書を含めた設計図書に長期タイムスタンプを付す必要がありますか？	指定確認検査機関における長期保存の仕組みは、建築士事務所における設計図書の長期保存にも今後応用できると考えられますが、本ガイドラインの対象外のテーマです。
日本ERI㈱	ガイドライン p12	2段落目	(確認検査に係る申請書様式) 技術的助言又は……	建築主の委任状があれば、申請書の申請者名は「建築主」名を記載し、申請書への電子署名は、委任を受けた代理者の電子署名でよいと解してよいですか？	平成26年5月7日付け国住指第394号「建築確認手続き等における電子申請の取り扱いについて(技術的助言)」の「1. 電子署名の付与について」に記載されていますとおり、申請者の電子署名が必要です。ですので、申請者が「建築主」であれば、建築主の電子署名が必要です。